

介護保険法の一部改正に伴う 地域包括支援センターの業務の見直しについて

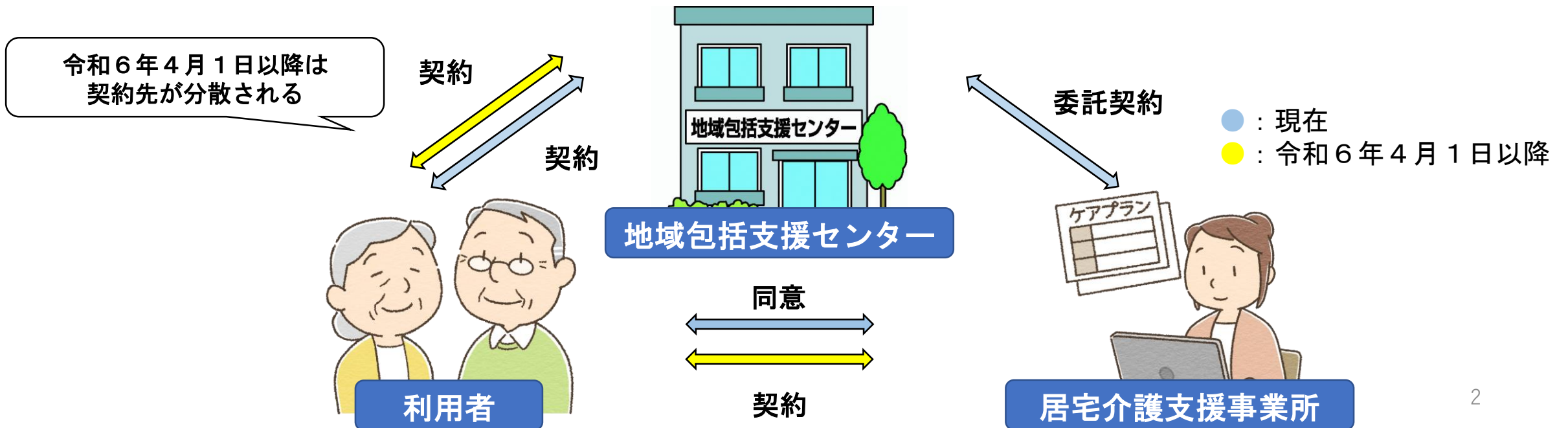
令和6年2月1日
柏市地域包括支援課

改正内容① 指定介護予防支援事業者の対象拡大

【現在】 総合事業対象者（※）及び要支援者に対する指定介護予防支援業務（ケアプランの作成、サービス提供事業者との連絡調整等）については、現在、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者として市から指定を受け、業務を実施。また、その業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

【令和6年4月1日以降】 指定居宅介護支援事業所が市から直接、指定介護予防支援事業者として指定を受け、業務を実施することができるようになる（地域包括支援センターを介すことなく、利用者と直接契約し、業務を実施することが可能となる）。

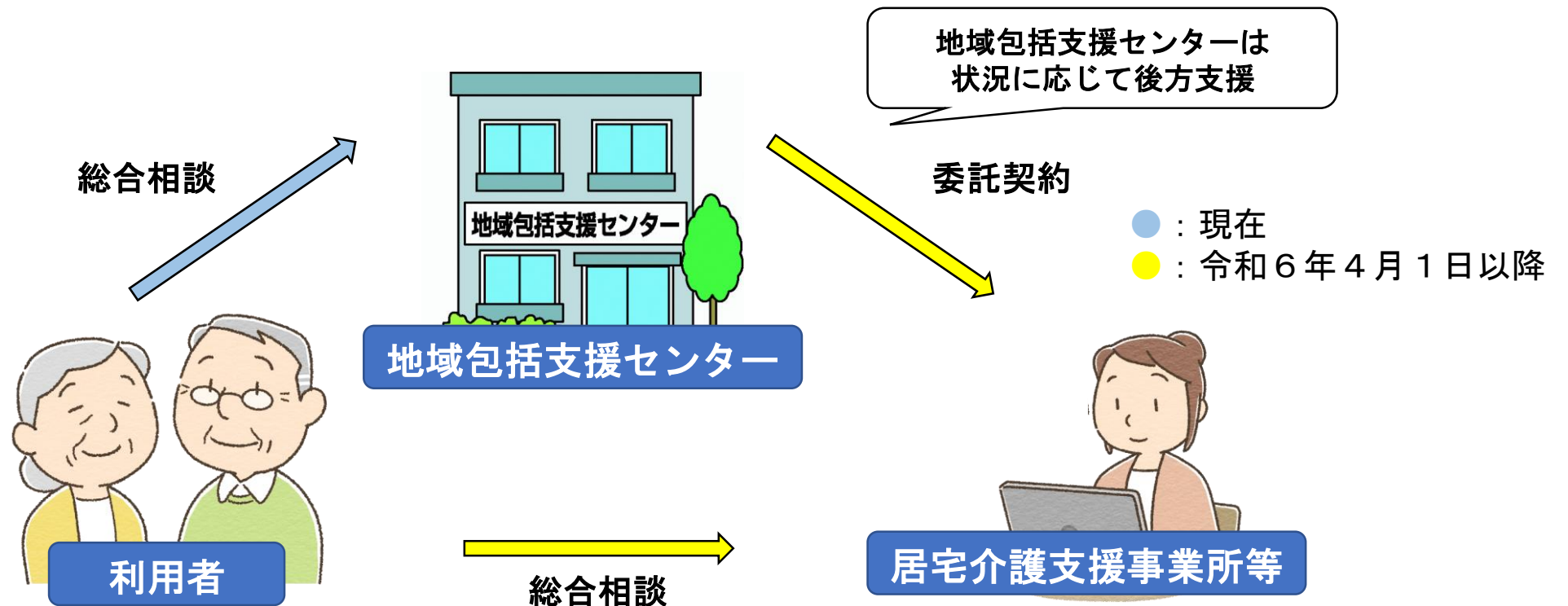
※ 総合事業対象者：65歳以上のかたで、心身の状況、そのおかれている環境その他の状況から、要支援（要介護）状態となることを予防するための援助を行う必要があると「基本チェックリスト」の実施により該当したかた



改正内容② 包括的支援事業の委託規定の見直し

【**現在**】地域包括支援センターでは、包括的支援事業として、高齢者の様々な相談を幅広く受け付け、介護保険サービス、行政機関や医療機関等の制度やサービスを紹介するなど、制度横断的な支援を実施している（**総合相談支援業務**）。

【**令和6年4月1日以降**】指定居宅介護支援事業所等が地域包括支援センターから部分的に委託を受け、総合相談支援業務を実施することができるようになる。



改正に向けた調査

1. 地域包括支援センターへの意見聴取（7月下旬）
2. 柏市介護支援専門員協議会への意見聴取
 - (1) 柏市介護支援専門員協議会長・副会長との意見交換（8月上旬）
 - (2) 柏市介護支援専門員協議会総務会において意見聴取（8月上旬）
3. 指定居宅介護支援事業所への意向調査（8月下旬）

（実施期間）令和5年8月14日から8月25日まで

（対象）指定居宅介護支援事業所の管理者

（回収率）92%（119事業所中109事業所）



指定居宅介護支援事業所への意向調査結果 ～集計結果①～

【指定介護予防支援事業者の対象拡大について】

1. 意向調査の集計結果

所在エリア	指定の意向あり	指定の意向なし	無回答
北部	10	22	1
中央	19	20	0
南部	9	12	1
東部	7	6	2
計	45 (41%)	60 (55%)	4 (4%)

「指定の意向あり」が41%，「指定の意向なし」が55%，「無回答」が4%であった。

指定居宅介護支援事業所への意向調査結果 ～集計結果②～

【指定介護予防支援事業者の対象拡大について】

2. 主な意見

指定の意向あり	負担軽減に関するもの (22件)	<ul style="list-style-type: none"> ・プランチェックや給付管理にかかる負担が軽減する。 ・直接利用者と契約できるため、業務の効率化に繋がる。
	自立支援に関するもの (27件)	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援の利用者が重度化しないことが大切であるため ・現在支援待ちとなっている高齢者の対応が早まるため
指定の意向なし	報酬に関するもの (17件)	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬の見直しが必要 ・要介護と要支援のプラン料の乖離の改善が必要
	人員に関するもの (17件)	<ul style="list-style-type: none"> ・人員の確保が必要 ・要支援者を受け入れると、本当に支援が必要な重度高齢者を引き受けられなくなる。軽度高齢者に対し、セルフプランの教育を行うとよい。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援の指定しか受けられないため、利用者が介護予防ケアマネジメントに移行した場合に、契約書の取り交わしが頻回になり負担となる。

指定居宅介護支援事業所への意向調査結果 ～集計結果③～

【包括的支援事業の委託規定の見直しについて】

1. 意向調査の集計結果

所在エリア	受託の意向あり	受託の意向なし	無回答
北部	7	26	0
中央	12	26	1
南部	3	17	2
東部	0	14	1
計	22 (20%)	83 (76%)	4 (4%)

「受託の意向あり」が20%、「受託の意向なし」が76%、「無回答」が4%であった。

指定居宅介護支援事業所への意向調査結果 ～集計結果④～

【包括的支援事業の委託規定の見直しについて】

2. 主な意見

受託の意向あり	報酬に関するもの (2件)	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料により収入増加が見込まれるため
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献のため ・地域の高齢者が抱える問題に初期の段階から関わられるため
受託の意向なし	負担増に関するもの (26件)	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の業務で既に余力がないため ・業務負担となるため
	スキル不足に関するもの (13件)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談を受けるためのスキルがないため ・受託事業所が一定のレベルを保てるような指導，研修が必要
	報酬に関するもの (16件)	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料がわからないと判断できない。
	人員に関するもの (45件)	<ul style="list-style-type: none"> ・人員不足のため
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・相談の適切な繋ぎ先がわかる検索サイトやフロー図等の作成が必要

本市の方針

【指定介護予防支援事業者の対象拡大について】

介護保険法の一部改正のとおり，指定介護予防支援事業者の対象を拡大し，指定居宅介護支援事業所が業務を実施することができることとする（令和6年4月1日より実施）。

【包括的支援事業の委託規定の見直しについて】

国からの詳細が示されていないことから，現行どおり地域包括支援センターが実施することとし，指定居宅介護支援事業所等への業務委託は，当面行わない（令和6年4月1日時点では実施しない）。

今後のスケジュール（指定介護予防支援事業者の対象拡大について）

1月

①指定申請受付開始（1月下旬～令和6年2月末日）

指定を希望する居宅介護支援事業所は、指導監査課に指定申請書類を提出する。

1～3月

②担当ケアマネジャーから利用者への説明

居宅介護支援事業所のケアマネジャーは、通常に行うモニタリングのために利用者宅を訪問した際に、市からのお知らせを持参し、4月以降の契約について説明する。

4月

③利用者と契約を締結

居宅介護支援事業所と地域包括支援センターが共に利用者宅を訪問し、新たな契約を締結する。